

95年5月26日講義分

・明治憲法の特質一天皇親政

<基本原理>

1. 天皇主権(1条) 天孫降臨に基づくもの…王権神授説的なもの

2. 天皇への権力集中(4条)→統治権を総攬する⇔権力分立主義

※天皇にも立法権が付与される(5条) 緊急命令・独立命令

行政権(55条)…天皇が有する。憲法上内閣の規定はない
内閣総理大臣は国务大臣の中での「同輩中の首席」

司法権(57条)…天皇の名において

※統帥権の独立…議会在軍部独走を防げない

3. 人権保障…臣民の権利義務(18条～)⇔天賦人権 ※法律の留保
治安警察法・治安維持法・国家総動員法などで制限

近代憲法＝明治憲法・現代憲法＝日本国憲法、と勘違いしないこと

* 明治憲法 臣民の権利義務・非民主的な議会
→法律による権利制限

* 西欧 自然権としての人権・議会(国民代表)
→法律による人権の具体化

立憲学派の動き 美濃部達吉ら⇔神権学派

「天皇機関説」:天皇は国家の一機関であるとする考え方←天皇の「持ち物」
としての国家の否定

政党内閣制への動き→第1党から国务大臣を出す⇔軍部クーデター・軍部の
発言権の増大

95年6月2日講義分①

【日本国憲法制定過程】

・「押し付け憲法論」…読売改正案 メディアの国民に対しての影響は？

※改憲派のよりどころとしての制定過程

7. 26 ポツダム宣言受託(日本の戦後処理)

①軍国主義の排除・②民主主義の復活・③人権の尊重

7. 28 鈴木首相 ポツダム宣言を黙殺→広島・長崎への原爆投下、ソ連対
日宣戦布告

8. 10 御前会議で宣言受託 15日に敗戦を知らせる

受託までのプロセスに対する天皇

法律上

主権者・統治権の総覧者として ⇔天皇の「平和思想論」 事実か？
あたりまえ一戦争開始にも責任 (戦争に関する発言・国体に関して)